

# 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金窓口業務及び集約事務処理業務委託 事業者選定に関する公募型プロポーザル実施説明書

国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金にかかる業務委託の受託事業者選定にあたり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

## 1 業務名

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金窓口業務及び集約事務処理業務委託  
(以下、「本件業務委託」という。)

## 2 業務委託の概要及び内容

本業務委託は、国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金にかかる業務について、民間の知見やノウハウを活用した窓口対応や効率的な事務執行を行うことで、継続的に安定した執行体制を維持できるよう、窓口受付、入力処理及びそれに付随する事務等の業務を委託するものである(本件業務委託を運営するために必要な設備等(市が貸与または配布するものを除く)の整備、業務に従事する要員の確保や研修の実施等を含む。)

業務内容については、別紙「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金窓口業務及び集約事務処理業務委託仕様書」のとおりとする。

## 3 業務履行期間

契約締結の日から令和10年9月30日まで

ただし、契約締結の日から令和7年9月30日までは準備(執務環境の整備、業務の引継ぎ、要員の確保や研修の実施等(以下、準備等という。))期間とし、業務開始日を令和7年10月1日とする。

また、仕様書に示すとおり、上記業務履行期間中に予定している業務内容や人員体制及び業務履行場所等の変更においても、各移行時期に応じて準備等を行い、安定的な業務運営とスムーズな移行を実現すること。

## 4 事業に係る予算上限額

令和7年度	248,000千円
令和8年度	635,000千円
令和9年度	649,000千円
令和10年度	333,000千円
合計	1,865,000千円

※消費税及び地方消費税相当額を含む

## 5 受託候補者の特定

公募型プロポーザル方式による

## 6 実施スケジュール

(1) 公募開始	令和7年 4月 4日 (金)
(2) 説明会実施	令和7年 4月14日 (月)
(3) 質問受付期限	令和7年 4月21日 (月) 15時
(4) 参加申出書提出期限	令和7年 4月21日 (月) 15時
(5) 質問に対する回答	令和7年 4月30日 (水)
(6) 企画提案書提出期限	令和7年 5月22日 (木) 15時
(7) プレゼンテーション	令和7年 5月28日 (水)
(8) 審査結果通知発送	令和7年 6月 6日 (金) まで

## 7 資料の貸与について

仕様書を含む公募関係資料については、公表の日から令和7年4月18日の17時まで、電子メールにてデータで貸与する。ただし、あらかじめ発注者が調査、検討した資料であり、秘密保持誓約書(様式1)を提出した者に対してのみ貸与する。

貸与された者は、誓約書の記載事項を遵守し、プロポーザルに参加しないものは令和7年4月21日をもって、プロポーザルに参加したものは令和7年5月28日をもって、当該貸与資料のデータ(被貸与者が印刷した場合はその印刷物を含む)を完全に消去(破棄)すること。

## 8 説明会について

説明会は下記のとおり実施する。(参加は任意とする。)

本説明会については、履行期間の詳細なスケジュールに関する説明を主とし、当日は口頭による質問は受け付けない。

説明会への参加人数は1社あたり2名までとし、参加する場合は下記期限までに説明会参加申出書(様式2)を「15 提出・問い合わせ先」に記載するメールアドレス宛に、件名を「プロポーザル説明会参加申出」と記入したうえで、電子メールで提出すること。

なお、説明会当日の遅刻は原則認めない。

また、当日は7により貸与した資料を使用するため、事前に秘密保持誓約書(様式1)を提出の上、貸与資料を持参すること。(当日の資料配布は行わない。)

参加申出期限：令和7年4月11日(金) 17時まで

説明会日時：令和7年4月14日(月) 13時30分から

説明会場所：北九州市本庁舎10階 10C会議室

## 9 質問について

質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。ただし、質問書の提出は本プロポーザルの参加申出書提出者に限る。

### (1) 提出物

質問書（様式3）

### (2) 提出期限

公募開始から令和7年4月21日（月）15時まで

（提出期限後の質問は、一切受け付けない。）

### (3) 提出先及び方法

「15 提出・問い合わせ先」に記載するメールアドレス宛に、件名を「プロポーザルの質問」と記入したうえで、電子メールで提出すること。電子メール以外の方法では質問は受け付けない。なお、送信後、電話により受信の確認を行うこと。また、質問内容によっては、回答しない場合もある。

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、参加申出書を提出した者に対し、令和7年4月30日（水）までに、電子メールにて行うこととする。なお、回答後に新たな質問は受け付けない。

内容に応じて、回答内容をもって本説明書及び仕様書の修正とみなすことができるものとする。

## 10 参加資格について

### (1) 参加資格

次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 当該参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することはできない。）。

オ 次の（ア）から（ウ）に示す3つの実績のうち、2つ以上の実績を満たすこと

（ア）政令市で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金業務の3つの委託業務のうち、いずれか2つ以上の受託実績（1年以上）があること。

（イ）政令市での事務センター（バックヤード）業務における委託業務の受託実績（1年以上）があること。

- (ウ) 中核市以上の人口規模における窓口業務又はバックヤード業務における委託業務の受託実績（2自治体以上）があること。
- カ 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークまたはISO27001を取得し、現在も継続して保有していること。
- キ 共同企業体で参加の場合は、構成する全ての企業が上記の要件全てを満たし、本件への単独又は他の共同参加を行っていないこと。
- ク 共同企業体は次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。
  - (ア) 目的
  - (イ) 共同企業体の名称
  - (ウ) 構成員の名称及び所在地
  - (エ) 代表者の名称
  - (オ) 代表者の権限
  - (カ) 出資を伴う場合の構成員の出資比率
  - (キ) 構成員の責任
  - (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
  - (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
  - (コ) 解散後の瑕疵担保責任
  - (サ) 取引金融機関
  - (シ) その他必要な事項

## (2) 参加資格の喪失

受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。この場合において、当該提案者に対し、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失った旨及びその理由を文書にて通知するものとする。

- ア 前項に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合
- イ 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき
- ウ 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

## 11 参加申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加申出書を提出すること。期限内に参加申出書の提出がない場合、本プロポーザルには参加できない。

### (1) 提出物

- ア プロポーザル参加申出書（様式4）

※単独企業の場合は申出書（単体）、共同企業体の場合は申出書（共同体）

を提出するものとする。

イ 10(1)才及び力を満たすことを証明する書類(様式自由、許諾証の写しや契約書等の写しなど)

(2) 提出期限

令和7年4月21日(月) 15時

(3) 提出先及び方法

「15 提出・問い合わせ先」に記載するメールアドレス宛に、件名を「プロポーザルの参加申出書」と記入したうえで、電子メールで提出すること。電子メール以外の方法での提出は受け付けない。なお、送信後、電話により受信の確認を行うこと。

## 12 企画提案書の提出

参加希望者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。期限内に企画提案書の提出がない場合、本プロポーザルの参加資格は失効するものとする。

(1) 提出物

ア 企画提案書(別途示す企画提案様式集の項目を満たしていれば様式自由)

A4判(縦横どちらでも可)両面印刷、横書き、長辺綴りを原則とし、50~70ページ(添付書類がある場合は、枚数に添付書類を含む)で作成すること。なお、図面等でこれによりがたい場合は一部A3判横でも可とする。ただし、企画提案書様式集の様式15(「受託実績一覧表」)で添付を求める書類のうち、受託実績を示すための契約書の鏡(写)については、企画提案書のページ数に含めないこととする。

イ 企画提案書の提出部数

提案書10部(1部は原本(社名、代表者印入り)、9部はいずれのページにも社名が記載されていないもの)を提出すること。(ただし、契約書の鏡(写)については、別冊として社名、代表者印入りのもの1部のみ提出すること。)

また、提案書の当該データ(PDF形式)を、CD-ROM等の電子媒体1枚又は電子メールにより提出すること。

ウ 見積書(様式自由)

本業務に係る経費の総額及び算定の内訳を税抜きで記載すること。見積金額に消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額が「4 事業に係る予算上限額」を超えないこと。(予算上限額は、各年度の上限額及び合計額の上限額の両方を下回ること。)

※契約金額は受託候補者確定後に、具体的な内容を本市と協議の上、仕様書を確定した上で、再度見積書を徴し、決定する。

エ 見積書の提出部数

10部(1部は原本(社名、代表者印入り)、9部は社名が記載されていないもの)を提出すること。

## (2) 企画提案書の記載内容

提案評価一覧表に従って評価を実施するため、企画提案書様式集にのっとり、必要事項を満たす企画提案書を作成すること。

なお、様式の名称、分類等の基本的事項が満たされており、一般的に誰が見ても読めるものであれば文字の大きさや余白などのレイアウトについては特段の指定は行わず、1様式あたりの使用ページ数に制限はないものとする。

また、添付書類がない場合、様式中の添付書類の記載欄は削除することができる。

## (3) 提出期限

令和7年5月22日(木) 15時

提案書の提出後は、撤回、差替え、訂正等は認めないので、記入漏れ等がないよう、よく確認して提出すること。特に、12(1)イ及びエに示すとおり、社名の記載の取り扱いについては、公平な審査を阻害するおそれがあるため、十分に注意を行うこと。なお、受付に際して、発注者側では記入漏れや提出漏れについての確認は行わない。

## (4) 提出先及び方法

「15 提出・問い合わせ先」へ郵送又は持参で提出すること。郵送の場合は書留郵便とし、上記期限までに必着のこと。

## (5) その他

提案に係る費用については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

本市は、提出された提案書を、本プロポーザルに係る目的以外に使用しない。

提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案内容の公表その他本市が本件において公表等が特に必要と認める場合は、本市は、提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、提出された書類は、北九州市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、原則公開の対象とする。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負う。

## 13 受託候補者の特定

審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションについて公平かつ客観的に審査を行い、受託候補者を特定する。

### (1) 審査方法

企画提案者によるプレゼンテーションと審査委員による質疑応答を実施し、審査委員会において審査を行う。災害発生等、市がやむを得ないと認める理由以外で、プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格として取り扱う。

ア 開催日時

令和7年5月28日（水）（予定）

イ 場所

北九州市役所 本庁舎内会議室（北九州市小倉北区内1番1号）

日時・場所等は別途調整の上、事前に電子メールにて企画提案者に連絡する。

ウ 説明者

各企画提案者3名以内

説明者には実施体制の責任者または責任者に次ぐ者が出席すること。

エ 方法

プレゼンテーション40分、質疑応答20分を予定とする。ただし、質疑応答時間については、市が審査のために必要と認める場合は、延長できるものとする。（設営及び撤収時間は計5分以内とし、この時間はプレゼンテーション時間には含まないものとする。）

なお、説明に必要な機材（パソコン等）を使用する場合は、事前に申し出ること。ただし、市は大型モニター（60型程度）及び延長コードは準備するが、それ以外の機器は企画提案者自ら準備すること。

オ 説明資料

提出した企画提案書のみを使用すること。追加資料の提出は認めない。ただし、パソコン等を使用し、大型モニターに投影などする場合に、企画提案書に記載された内容を変えずにレイアウト変更（縦長を横長に変更する等）したものを使用することは可とする。

(2) 評価項目、評価基準及び配点等評価方法

審査にあたっての評価項目、評価基準及び配点等評価方法については、別紙「公募型プロポーザル審査要領」のとおりとする。

なお、受託候補者となった者が提案した内容は、仕様書に規定されたものとみなす。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての企画提案者に対し、令和7年6月6日（金）を目途に書面で通知する。通知する内容については以下のとおりとする。

ア 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨

イ 当該提案者の順位及び点数

ウ 受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

(4) 受託候補者の特定に関する通知

特定されなかった提案者から説明を求める請求があるときは、当該請求を行った提案者が受託候補者に特定されなかった理由を、当該請求を行った提案者に書面により通知するものとする。

(5) 審査結果の公表

受託候補者の商号・名称、企画提案者数、各企画提案者の評価結果（受託候補者のみ商号又は名称を表示）、委員会委員の氏名及び職名、委員会における主な意見、市の主な特定理由については、結果通知後、速やかに北九州市ホームページ上に公表する。

#### 14 受託候補者との契約締結

審査の結果、受託候補者と、委託契約締結に向け、実施内容の詳細についての協議を行い仕様書の確定を行う。

この協議において、提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更で合って、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては、この限りではない。

協議が整った場合は、受託候補者はあらかじめ見積書を提出すること。その後、見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。

契約締結にあたり、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

なお、契約書の作成に関する費用は、全て受託候補者の負担とする。

#### 15 提出・問い合わせ先

北九州市保健福祉局長寿推進部保険年金課（担当：達城、西）

電話番号：093-582-2415

住所：803-8501 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

メール：ho-nenkin@city.kitakyushu.lg.jp